

令和4年函審第1号

裁 決

漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官西村勇二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を懲戒しない。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年9月2日12時00分

北海道苫小牧港南西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

モーターボートB

総 ト ン 数 14トン

登 録 長 14.75メートル 6.37メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関 ディーゼル機関

出 力 503キロワット 77キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体ほぼ中央に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪が、その前方に左舷側から、魚群探知機、ソナー、魚群探知機、レーダー、GPSプロッター2台及びレーダーが、舵輪の左舷側に機関遠隔操縦装置がそれぞれ設置されたFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、いか一本釣り漁業の目的で、船首0.5メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和3年9月2日05時00分苫小牧港第2区を発し、同港南西方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、06時30分前示の漁場に到着して操業を行い、11時30分操業を終え、レーダー及びGPSプロッターを作動させて船首を東方に向け、機関を中立運転として漂泊したのち、帰航することとし、12時00分少し前白老港島防波堤灯台から150.5度（真方位、以下同じ。）7.5海里となる北緯42度24分東経141度24分の地点（以下「基点」という。）から129度280メートルの地点で、船首が090度を向いていたとき、正船首40メートルのところ、漂泊していることが分かるBを視認することができたが、レーダーを見て他船の映像を認めなかったことから、周囲に航行の支障となる船舶はいないと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かず、舵輪後方に立った姿勢で、機関を前進にかけ、Bに向けて発進した。

こうして、a受審人は、針路を090度に定め、5.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行中、12時

00分基点から124度310メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首がBの左舷船首部に前方から5度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力3の南東風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船体ほぼ中央に操舵室を配し、同室右舷側に舵輪が、その前方に魚群探知機内蔵のGPSプロッターが、舵輪の右舷側に機関遠隔操縦装置がそれぞれ設置され、電子ホーンを備えたFRP製モーターボートで、b受審人が1人で乗り組み、知人1人を同乗させ、釣りの目的で、船首0.4メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、同日05時00分苫小牧港第4区のマリーナを発し、同港南西方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、06時15分前示の釣り場に到着して釣りを行ったものの、釣果が得られなかったことから、漁船が操業している海域に移動することとし、11時15分同釣り場を発進し、11時30分衝突地点付近の釣り場に至ってAが漂泊しているのを認めたのち、11時35分同地点付近で、機関を停止し、船首を西方に向けて漂泊を開始した。

b受審人は、同乗者を右舷船首部で釣りを行わせ、自身も釣りを再開しようとしたものの、釣り糸が絡まったことから左舷船尾部の物入れの蓋に腰をかけて絡まりを解いていたところ、12時00分少し前衝突地点で、船首が275度を向いていたとき、漂泊していたAが、至近のところで自船に向けて発進し、Bは、船首が275度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、球状船首に修理不要の擦過傷を生じ、Bは、左舷船首部外板に破口などを生じ、のちに修理された。

(航法の適用)

本件は、苫小牧港南西方沖合で両船が衝突したものであり、衝突地点付近は海上交通安全法及び港則法の適用海域でないことから、一般法である海上衝突予防法を適用することとなる。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂流中の船舶の間に衝突のおそれが生じた場合の航法規定がないことから、本件は、同法第38条及び第39条を適用して船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、苫小牧港南西方沖合において、Aが漂流状態から発進する際、見張り不十分で、至近で漂流中のBに向けて発進したことによって発生したものである。

a 受審人は、苫小牧港南西方沖合において、漂流状態から発進する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、レーダーを見て他船の映像を認めなかったため、周囲に航行の支障となる船舶はいないと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、至近で漂流中のBに気付かず、同船に向け発進して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人の行為は、本件発生の原因とならない。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年6月21日

函館地方海難審判所

審判官 大野 浩